

平成 30 年北海道胆振東部地震により被災された皆様へ

建築確認申請等の手数料免除のお知らせ

平成 30 年 9 月 6 日に発生した北海道胆振東部地震により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

(一財)北海道建築指導センターでは、被災された建築物(住宅等)の建替等の際に、建築基準法に基づく建築確認申請等を当センターに申請される場合において、申請手数料を免除いたします。

1 対象とする災害

平成 30 年北海道胆振東部地震(平成 30 年 9 月 6 日発生)

2 対象者等

対象者	対象工事	対象区域等
自己居住用住宅(自らの居住の用に供する住宅 ^{※1})を滅失し又は破損 ^{※2} した方	自己居住用住宅の新築、増改築、大規模の修繕・模様替	北海道建築指導センターが建築確認を行うことができる区域 ^{※3} 及び建築物 ^{※4}
自己居住用住宅以外の建築物を滅失し又は破損 ^{※2} した方	建築物の新築、増改築、大規模の修繕・模様替	北海道建築指導センターが建築確認を行うことができる区域 ^{※3} 及び建築物 ^{※4}

※1 「住宅」には、併用住宅を含む。

※2 リ災証明により全壊、大規模半壊又は半壊に判定されたもの。

※3 札幌市、小樽市、旭川市、釧路市、帯広市、岩見沢市、苫小牧市、江別市、千歳市、深川市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、鷹栖町、東神楽町、音更町、芽室町、幕別町、釧路町、厚岸町、白糠町

※4 用途が住宅(併用住宅、長屋住宅及び共同住宅を含みます。)で床面積が 500 m²以内の建築物及び当該建築物に設けられる建築設備

3 対象の手数料

- (1) 確認申請手数料(計画変更を含む)
- (2) 完了検査申請手数料
- (3) 中間検査申請手数料

4 対象期間

確認申請、完了検査及び中間検査においては、リ災証明書に記載の「リ災年月日」から起算して、自己居住用住宅の場合は 2 年以内、自己居住用住宅以外の場合は 1 年以内に申請したものの。ただし、確認申請の手数料免除を受けた建築物等に係る計画変更の確認申請、完了検査及び中間検査については、期間の制限はありません。

5 申請に必要な書類

建築確認申請等の際に、以下の書類を添付してください。

- ・市町村発行の「リ災証明書」原本及び写し 各 1 部
(原本は確認後お返しいたします。2 回目以降の免除申請は写しのみで可となります。)

6 その他

既に免除対象となる手数料を当センターに納入された場合は、手数料をお返しいたします。

【お問い合わせ先】

一般財団法人北海道建築指導センター審査部審査課
電話番号：011-241-1897